

(仮称) 松林地区地域集会施設等複合施設整備事業意見交換会 (第2回目)

日時：令和5年1月27日19時00分から

場所：松林公民館

出席者：市民自治推進課長、市民自治推進課主幹、市民自治推進課課長補佐、市民自治推進課担当3名、福祉政策課長、資産経営課課長補佐、建築課長、建築課主幹、建築課課長補佐

来場者：5名

○司会

こんにちは、意見交換会へお越しいただき、誠にありがとうございます。

本日、司会進行を務めさせていただきます茅ヶ崎総務部市民自治推進課課長補佐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。開会に際しましていくつかご案内がございます。

現在、茅ヶ崎市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会議等の開催に当たりましては、消毒液の設置等に取り組んでおります。本日会場にいらっしゃる皆様におかれましても、マスクの着用等にご協力いただきますようお願いいたします。

【資料確認】

また、緊急時連絡票を配布させていただいております。こちらにつきましては万が一本会場から新型コロナウイルスの感染者が出た場合、保健所等へ皆様の連絡先等を情報提供させていただく場合がございますのでご了承ください。

退室の際に机の上に置いて、ご退室をいただければと思います。よろしくお願いいたします。最後に、本会の概要の作成、公表のため、本日録音させていただいておりますのでご了承ください。本日いただいたご意見につきましては、他の日程での意見交換会のご意見、パブリックコメント手続きのご意見などを踏まえて対応を検討して参ります。最終的な市の対応方針につきましては、意見交換会概要とあわせて公表させていただくことを予定しております。本日の意見交換会、質疑応答を含めまして、概ね1時間半程度を予定しておりますのでご協力いただきますようお願いいたします。

では最初に、市民自治推進課長よりご挨拶させていただきます。

○市民自治推進課長

皆様こんばんは。本日は雨の中、お集まりいただきましてありがとうございます。茅ヶ崎市総務部市民自治推進課長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

松林コミセンの建設に関しまして、12月の市議会定例会におきまして、議会の承認をいただきまして、市内で12館目となる地域集会施設、コミセンとして、松林地区に施設建設する準備に、令和5年の1月より着手しております。

本日はお集まりいただきました皆様に、今後、松林コミセンの整備を進めるに際して、基本となります、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案の概要をご説明させていただきまして、より良いコミセン整備となるようご意見をいただきたく、この意見交換会を開催させていただいております。限られた時間ではございますが、有意義な時間となりますよう、ご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、議事に入る前に出席者を紹介させていただきます。

【市職員紹介】

## ○司会

それでは、議事に入ります。次第の(1)地域集会施設、地区ボランティアセンター及び地域包括支援センターについて、また、(2) (仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案について、市民自治推進課よりご説明いたします。

説明が終わった後、質疑応答のお時間とさせていただきます。

## ○市民自治推進課担当A

それでは市民自治推進課より、地域集会施設、地区ボランティアセンター、地域包括支援センターの各施設の役割等についてご説明いたします。

配付資料①のスライドの資料をご覧ください。こちら2ページの目次に沿って、各施設についてご説明いたします。

まず3ページをご覧ください。地域集会施設でございますが、地域集会施設は、コミュニティセンター、通称コミセンと略されております。以降、地域集会施設はコミセンと略させていただきます。コミセンはサークルや団体等の地域住民の自主的活動の推進を図ることを目的としている施設でございます。また、地域課題の解決に取り組むコミュニティである、まちぢから協議会等の協議の場、活動拠点でもございます。

4ページをご覧ください。コミセンの歴史についてですが、1984年、昭和59年に市内第1号のコミセンである浜須賀会館が、市内松が丘に開設されまして、直近では2015年、平成27年に11館目である松浪コミセンが、市内常盤町に開設されております。

5ページをご覧ください。こちらの地図の通り、現在市内13地区のうち、11地区にコミセンが設置されております。また、公民館につきましては、星印の市内の5か所に設置されております。

6ページをご覧ください。その公民館とコミセンの違いについてご説明をいたします。設置目的や運営手法と記載しておりますが、利用される皆様にとってはなかなか違いが難しいと思いますが、簡単にご説明しますと、7ページをご覧ください。

公民館は社会教育法に基づき設けられた地域住民のための社会教育施設、学びを中心とした活動の拠点でございます。一方コミセンですが、地域住民の自主的活動の推進を図る施設として、学習目的ではなくても、地域活動のために集える拠点という部分において、公民館とコミセンは異なっておりますが、基本的には利用団体の皆様や活動される方にとっては、利用方法等は大きく変わりはありません。

8ページをご覧ください。施設の管理運営におきまして、公民館は市職員が配置され、市が直営で管理を行っておりますが、コミセンにつきましては既存のコミセン11館いずれも、自治会や地区社協、民児協や青少年育成推進協議会、PTA等の地域の各団体で構成されました、管理運営委員会やまちぢから協議会といった団体が指定管理という制度で管理運営を行っております。

地域の団体で管理することにより、その地域に合ったより自由度の高い管理運営が行えるメリットがございます。また、利用の受付等の事務につきましては、管理運営委員会やまちぢから協議会の委員以外のスタッフを、地域住民の中から、その施設規模に応じて雇用しております。

9ページをご覧ください。コミセンの機能につきまして、一番新しい松浪コミセンを参考にご説明をいたします。松浪コミセンは、1階に複合施設である子どもの家、ボランティアセンター、地域包括支援センターが複合化されております。その他にも、広いフリースペースやカフェが設けられております。2階にはホール、会議室、音楽室、和室、調理室が整備されております。

10ページをご覧ください。こちら松浪コミセンの例ですが、会議室ではサークル活動や団体等の会議、和室では親子でのヨガ教室なども実施されております。

11ページをご覧ください。一番広いホールでは会議だけではなく、社交ダンスやフラダンス、太極拳、卓球、スポーツ吹き矢など様々な事業が行われております。調理室では蕎麦打ち体験なども実施されており、多くの地域の方々が多世代で交流することにより、様々な繋がりが生まれております。

12ページをご覧ください。こちらは平日午後の1階カフェやフリースペースの様子です。カフェ

は高齢者の方が集まってお茶をしたり、一方でフリースペースでは小学生が遊んでいたり、中高生が勉強していたりと、世代を問わず多くの方が利用しております。会議室やホール等の貸し部屋は、団体登録をして事前に予約をしないと利用できませんが、フリースペースやカフェ等は誰でもふらっと利用できる場所となっております。

13 ページをご覧ください。利用方法につきましては、先ほどご説明したフリースペースやカフェなどは予約なしで利用できますが、会議室やホール等の貸し部屋につきましては、事前に団体の利用者登録を行い、登録後に直接窓口での申し込みですとか、公共施設予約サービスを利用して申請を行います。施設の使用料は無料となっております。以上がコミセンのご説明となります。

14 ページをご覧ください。続いて、地区ボランティアセンターの説明をいたします。地区ボランティアセンターとは、地区社会福祉協議会が運営しており、日常生活の困りごとなどを気軽に相談できる、住民同士の身近な相談窓口となっております。本人または家族が、高齢・病気・出産・育児などの理由により日常生活に支障があり、支援を必要とする方のちょっとした困り事に対する手助けなど、同じ地域にお住まいのボランティアの皆さんがお応えしております。

15 ページをご覧ください。こちらはボランティアセンターに寄せられる依頼の一例として掲載しております。施設や作業所の行事のお手伝い、保育などの見守りのお手伝い、一人暮らしのお年寄りの話し相手、こちら囲碁や将棋などの相手も含まれます、散歩の付き添い等の外出支援、草取りや低い木の剪定、掃除や洗濯、電球の交換などの簡単な修理、その他、ごみ出しや買い物などなど様々な支援を行っております。支援の内容や利用料金は地区によって異なりますので、まずはご相談をお願いいたします。

16 ページをご覧ください。続いて地域包括支援センターについてご説明いたします。地域包括支援センターとは、高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行うところがございます。また、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機能を果たす機関でもあります。高齢者やその家族からの相談について、保健師や看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種がチームとなって連携し、保健・医療・介護・福祉など様々な面から皆さんの生活を支えております。

詳細はお配りしております「高齢者のガイド」をご覧ください。

17 ページをご覧ください。地区ボランティアセンター及び地域包括支援センターは市内全 13 地区に設置されております。

各施設の概要の説明については以上でございます。

## ○市民自治推進課主幹

今お手元にお配りをしております、こちらの仮称松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案についてご説明をさせていただきます。

地域集会施設は通称コミセンと言われておりますので、ここからはコミセンとして説明をさせていただきます。この計画は本市で 12 館目となりますコミセンを松林地区に整備するための諸条件や方向性をまとめた計画でございます。

1 ページをご覧ください。これまでの経緯といたしまして、中段に記載をしておりますように、松林地区で活動されている様々な団体の皆様が組織されております松林地区まちぢから協議会を通じまして、松林地区のコミセンの建設について、平成 20 年、2008 年より 15 年にわたり、ご要望をいただいている状況がございました。

この間に松林地区まちぢから協議会の皆様は、自発的にコミセン研究会を発足され、松林地区に望ましいコミセンについて検討を進めていただいております。

続いて 3 ページをご覧ください。こちらには、本市でこれまで整備いたしました 11 館のコミセンの開設の年であるとか、大きさがございます。また利用の制限をしている状況ではありましたが、令和 3 年度の利用人数の情報をお示ししております。松林地区にこれから整備をして参りますのは、本市で 12 館目となるコミセンでございます。⑩の松浪コミセンの状況を参考にしながら、今後整備

を進めて参ります。

続いて5ページをご覧ください。松林コミセンがどのような理念を持って整備を進めていくのかをまとめてございます。松林コミセンは地域活動の拠点としての役割だけではなく、様々な年代の皆様が気軽に訪れていただき、来訪者同士が交流をして、それをきっかけに、お互いを支え合う心であるとか地域への愛着を育む施設を目指して整備を進めて参ります。

基本方針として、①の市民の交流、②の文化、学び、③の健康、スポーツ、④の福祉、この4つを柱としております。

8ページをご覧ください。こちらに記載をいたしましたように、地域福祉の拠点として、現在赤羽根にございます地区ボランティアセンター、ふれあい支え合い松林サポートセンターと、高田にございます地域包括支援センターくるみをコミセンに移転しまして、複合施設として整備を進めて参ります。

続いて11ページをご覧ください。整備予定地といたしましては、市営高田住宅の二階建て棟の跡地、南東側の敷地、1,500㎡に2階建て、床面積1,500㎡を上限といたしまして整備を進めて参ります。

開館後の管理運営につきましては、13ページをご覧ください。こちらに記載の通り、松林地区まちぢから協議会に指定管理者として担っていただくことを想定しております。

最後に、今後の予定でございますが、これまで近隣住民の皆様を対象とした説明会を3回開催しております。その後、今日のような全市民の皆様を対象とした意見交換会を、今日を含めて2回。それと、29日の日曜日10時から、市役所本庁舎4階の会議室で開催いたします。

また、基本計画素案に対するたくさんのご意見をいただきたく、本日、1月27日の金曜日から3月7日の火曜日まで、パブリックコメントを実施しております。

こうしたところで皆様からいただいたご意見を踏まえまして、この基本計画を策定し、この計画を基に、令和5年度には設計を進めて参ります。

以上、簡単ではございますが、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画素案についてご説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

#### ○司会

それでは続きまして質疑応答を行います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。職員がマイクをお持ちしますのでお名前を申されてからご発言をお願いいたします。ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### ○市民A

松林コミセンの計画には、ボランティアセンター、それから包括支援センターということになってますが、これ以外の方が入るといふ予定はあるのでしょうか。もし入るとしたら、1,500㎡の中に含まれてしまうのか。1,500㎡プラスになるのか。それをお聞きしたいと思います。

#### ○市民自治推進課長

現在予定しておりますボランティアセンターと地域包括支援センターでございますけれども、この前段に市役所の中で、様々な部局に松林地区へコミュニティセンターを作るとした際に、関係する施設、何か複合化したいものはありますか、ということを確認をさせていただきました。その際に希望があったのがボランティアセンターと地域包括支援センターでございます。

ですので、市役所の関係する部局としましては、今、複合化の予定をしている2施設のみとなっております。もしこの後、地域の皆さん等々の話し合いで、他の施設を希望されて、それが複合化されることになったとしても、予定地としては1,500㎡の敷地の中で考えていきたいと思っております。

#### ○市民A

わかりました。ありがとうございます。

○司会

他にご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

○市民B

今二つ入る予定だというお話あったと思うんですけど、ちょっと一つご検討いただきたいのが、小学生が使う学童というのが、多分この地域に結構足りてないんじゃないかなっていうふうに思っています。私の息子がもう中学3年生なんですけど、うちはずっと共働きできていて、学童の方に小学校3年生まで使わせていただいたんですね。

その後に行っているところもあると思うんですけど、やはり共働きの家庭が多いと思うので、学童の方も、もし入ることができるのであれば、そういったこともいろいろと調査していただいて、ご検討いただければなと思います。子どもがやはり環境的に良いようになれば一番いいと思っていますので、是非、よろしく願いいたします。

○市民自治推進課長

学童は基本的にお子さんが学校から学童の施設まで、ご自分で通っていただくということで、なるべく学校に近い場所に設置をさせていただいてる状況がございます。

庁内で併設の希望を聞いた際に、学童は保育課が所管しているのですが、併設の希望が無い状況でございました。

○司会

他にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、以上をもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。